

船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例

昭和 57 年 12 月 28 日

条例第 36 号

改正 平成 8 年 3 月 29 日条例第 18 号

平成 9 年 3 月 31 日条例第 2 号

平成 30 年 3 月 30 日条例第 31 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ラブホテルの建築に関し、必要な規制を行うことにより、良好な生活環境を保持するとともに、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホテル等 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業のための施設をいう。
- (2) ラブホテル ホテル等のうち専ら異性を同伴する客に利用させるもので、規則で定める構造及び設備を有しないものをいう。

(ホテル等の経営者の責務)

第 3 条 市内において、ホテル等を経営し、又は経営しようとする者は、当該ホテル等の経営に当たり、善良な風俗を乱すことのないよう努めなければならない。

(届出等)

第 4 条 市内において、ホテル等を建築（既存の施設の増改築、大規模の修繕及び模様替え並びに屋外広告物の設備を含む。以下同じ。）しようとする者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書の提出前に、市長の同意を得るため届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、船橋市ホテル等審議会（以下「審議会」という。）に諮り、同意の可否を決定する。

(規制区域)

第 5 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同項第 7 号に規定する風致地区（以下「規制区域」という。）においては、建築基準法第 48 条第 5 項の規定により建築してはならないとされる場合のほか、ラブホテルを建築してはならない。

(中止命令)

第 6 条 市長は、前条の規定に違反してラブホテルを建築しようとする者に対し、当該ラブホテルの建築について、工事の中止を命ずるものとする。

(勧告)

第 7 条 市長は、規制区域以外の地域においてラブホテルを建築しようとする者に対し、当該ラブホテルの建築について、必要な勧告を行うことができる。

(立入調査)

第 8 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を建築現場又は建築物に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の

請求があったときは、これを提示しなければならない。

(違反事実等の公表)

第 9 条 市長は、第 6 条の規定による命令に違反した者又は第 7 条の規定による勧告に従わない者がいるときは、その事実を公表することができる。

(審議会)

第 10 条 ホテル等の建築に関し、必要な事項を審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、ラブホテルの建築規制に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第 12 条 第 6 条の規定による命令に違反した者は、6 箇月以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 13 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。

(船橋市旅館営業の規制に関する条例の廃止)

2 船橋市旅館営業の規制に関する条例（昭和 46 年船橋市条例第 33 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、現に建築確認済又は建築確認申請中のホテル等については、この条例の規定は、適用しない。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 18 号）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）附則第 2 条の告示があった日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 2 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 31 号）

この条例は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。